

西部スラッジセンター3～5系焼却施設改築に関する
環境影響評価準備書作成・公表支援等業務

一 般 仕 様 書

目	次
第1章 総 則	・・・・・
第2章 業務一般	・・・・・
第3章 成果品	・・・・・

第1章 総 則

1. 1 適用

本一般仕様書（以下、「本仕様書」という。）は、本委託業務（以下、「業務」という。）に適用する。ただし、特別な仕様については、特記仕様書によるものとする。（以下、特記仕様書も含む記述は「本仕様書等」という。）

1. 2 中立性の保守

受託者は、常に中立性を保持するよう努めなければならない。

1. 3 秘密の保持

受託者は、業務の遂行上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。

1. 4 法令の遵守

受託者は、業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

1. 5 公益確保の義務

受託者は、業務を行うにあたっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

1. 6 業務担当職員

札幌市（以下、「本市」という。）は、業務担当職員（以下、「担当職員」という。）を定め、受託者に通知するものとする。担当職員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。その権限は契約書等に基づくものとし、その行使にあたっては書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭による指示等を行うことができる。口頭による指示等を行った場合は、改めて書面により受託者に通知するものとする。

1. 7 主任技術者及び技術者

- (1) 受託者は、主任技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

1. 8 提出書類

受託者は、業務を行うにあたって、契約書に定めるもののほか、下記の書類を作成し、速やかに本市に提出しなければならない。提出に用いる様式については、担当職員の指示による。

(1) 着手時

- (イ) 業務着手届
 - (ロ) 主任技術者等指定通知書
 - (ハ) 技術者等経歴書
 - (ニ) 技術者と受託者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類
 - (ホ) 業務日程表
- ### (2) 業務実施中
- (イ) 業務実施計画書
 - (ロ) 業務進捗状況報告書
 - (ハ) 打ち合わせ等議事録
 - (ニ) その他担当職員が求める書類
- ### (3) 完了時
- (イ) 業務完了届
 - (ロ) 成果品目録
 - (ハ) 成果品（報告書等）（第3章 参照）

1. 9 品質管理

受託者は、主要な内容の段階の区切り等に、社内検査を行い、適正な品質管理を行うこと。社内検査を行う技術者は相当な技術経験を有する者とし、検査の項目及びその結果を担当職員に報告しなければならない。

1. 10 検査及び契約不適合責任

- (1) 受託者は、全ての業務完了後に本市の完了検査を受けなければならない。
- (2) 履行した業務において、明らかに受託者の責に伴う契約不適合（種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの）が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1. 11 疑義の解釈

本仕様書等に定める事項について、疑義が生じた場合または本仕様書等に定めのない事項については、本市、受託者の協議によるものとする。

1. 12 業務実績情報

担当職員からの特別な指示がない限り、業務実績情報への登録を行うこと。登録する内容については、事前に担当職員と協議すること。「登録のための確認のお願い」は、担当職員の確認を受け、承諾を得ること。業務着手時、変更時、完了時ともに速やかに登録を行うこと。

第2章 業務一般

2. 1 一般的事項

- (1) 業務は、担当職員と十分協議打合せのうえ、実施しなければならない。
- (2) 主任技術者は、主要な打ち合わせには、必ず出席しなければならない。
- (3) 打ち合わせには議事録をとり、内容を明確にして、その都度担当職員に提出し、確認を受けなければならない。

2. 2 業務実施計画書

受託者は、業務実施計画書を作成し、担当職員に提出し、承諾を得なければならない。なお、業務実施計画書の提出にあたっては、主任技術者が立会うこと。業務実施計画書には、以下に示す内容のほか、担当職員が指示する内容について記載すること。

- (1) 業務一般事項（目的、概要等）
- (2) 業務実施内容（業務実施内容、業務実施方法等）
- (3) 業務行程計画（業務フロー、打合せ計画、工程表等）
- (4) 業務体制及び業務場所（担当技術者、作業場所、連絡体制等）
- (5) 業務方針（実施方針、成果品の内容、適用基準等）
- (6) 品質確保計画（品質確保の取り組み、照査計画等）
- (7) その他

2. 3 業務進捗状況報告書

受託者は、業務の進捗を適切に管理するために、業務の進捗状況を「業務進捗状況報告書」に記載して、月の初めに担当職員に提出しなければならない。担当職員は、業務の進捗状況を所属長まで速やかに報告し、報告書を受託者へ返却する。業務進捗状況報告書は、業務の着手後速やかに作成し、担当職員の確認を受けなければならない。

2. 4 参考図書の貸与

本市は、業務に必要な下水道事業計画書、調査資料等を貸与する。貸与を受ける際には、借用書を提出し、業務名、担当者、借用期間、連絡先等を明記すること。また、借用する書類等がデータである場合は、その都度担当職員と協議すること。

2. 5 業務の資料

業務の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。特に、電算機使用の場合は入力条件を明示すること。また、使用した文献、論文等の資料はその名称等を明記すること。

2. 6 情報の管理

受託者は、本業務の成果並びに業務の遂行上本市が必要と認めて提供した情報について、本市の同意なく本業務の目的以外に利用してはならない。業務の完了後は、本業務で提供した資料やデータについては、全て破棄すること。りうえい 意図せぬ情報漏洩が起きることが無いよう情報管理に万全を期し、対策については担当職員と予め協議すること。

2. 7 現地調査

受託者は、必要に応じて現地を踏査し、本市の下水道事業計画図書、測量、しゅん功図等の資料に基づき業務に必要な事項について確認しなければならない。なお、仕様書等に特別な記載がない限り、調査を行う際に必要な器具は、受託者が事前に用意し、必要な届け出等は受託者が遅滞なく提出するものとする。現地調査実施の際には、担当職員と打ち合わせの上、滞りなく調査が行えるように留意すること。

2. 8 環境に配慮した業務履行

受託者は、本市の環境方針(令和3年4月1日札幌市長)のひとつである「委託業務における環境負荷の低減」の趣旨を尊重した履行に努めること。具体的には、以下の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源、省エネルギー
- (2) 廃棄物の減量・資源化・リサイクル
- (3) 環境汚染につながる緊急事態への備え
- (4) 従業員に対する以上の内容の周知教育

第3章 成果品

業務完了時、提出すべき成果品等とその数量は、下記のとおりとする。詳細は業務着手時に担当職員と協議すること。

(1) 提出すべき成果品

○電子データ（詳細は(2)に記載）

- ・報告書（内容については特記仕様書に記載）
- ・業務管理ファイル
- ・その他担当職員から指定されたもの

○書類等

- ・打ち合わせ議事録
- ・業務進捗状況報告書
- ・報告書（1部）
- ・その他担当職員から提出を求められたもの

(2) 電子媒体の仕様、数量及び格納するファイルの種類

○媒体の仕様：CDまたはDVD

○媒体の部数：正・副各1部

○媒体のラベル：業務(役務)番号(契約年度(西暦下2桁)+業務番号4桁 例:25-0010)

　　業務名称（例：令和7年度 ○○○○○○検討業務）

　　完了年月（例：2026年3月）

　　発注者名（課名）（例：札幌市下水道河川局事業推進部下水道計画課）

　　受注者名（例：□□□□コンサルタント株式会社）

　　ウイルスチェックに関する情報（詳細は(3)参照）

○ファイルの種類：オリジナルファイル【必須】

（使用ソフトについては、事前に担当職員と協議すること）

PDFデータ

（オリジナルファイルとあわせて提出すること）

業務管理ファイル（Microsoft Excel）

（詳細は(4)に記載）

(3) ウィルス対策について

電子媒体提出前に、最新ソフトでのウイルスチェックを行い、納品する媒体のラベルにウイルスチェックに関する下記の情報を記載すること。

①使用したウィルス対策ソフト名

②ウィルス（パターンファイル）定義年月日またはパターンファイル名

③チェック年月日

(4) 業務管理ファイル

以下に示す様式の業務管理ファイル（エクセル形式）を作成し、電子媒体に格納すること。

業務番号 業務名	第 号（※1） 令和7年度 ○○○○○○検討業務（※2）			
受注者	□□□□コンサルタント株式会社（※3）			
	主任技術者：（※3） 連絡先：（※3）			
TECRIS 登録番号	※4			
ソフトウェア 情報	番号	ソフトウェア 名称	バージョン 情報	備考
	①	※5	※6	
	②			

•
•
•

ソフトウェアが増えるごとに、表を下に追加して記載すること。

記載欄	記載内容
※1	契約年度（西暦下2桁）と業務番号（4桁）を記入する。 (例：2025年の業務番号101番→「25-0101」)
※2	契約上の業務名称を記入する。
※3	企業名、配置した主任技術者、連絡先を記入する。（略称不可）
※4	一財)日本建設情報総合センターが発行する業務カルテ受領書に記載される番号を記入する。
※5	ソフトウェア名を記入する。 (使用したソフトウェアのすべてを記載すること。)
※6	ソフトウェアのバージョンを記入する。

西部スラッジセンター3～5系焼却施設改築に関する
環境影響評価準備書作成・公表支援等業務

特記仕様書

[目次]

第 1 章 業務の目的	1
第 2 章 業務の内容	1
第 3 章 成果品	5
第 4 章 報告書	5
第 5 章 参考図書等	5
第 6 章 本業務積算時に使用する書籍等	6
第 7 章 履行期間	6
第 8 章 契約金の支払い	6

第 1 章 業務の目的

西部スラッジセンター3～5系焼却施設は、稼動後30年以上が経過し老朽化が進行していることから改築を行う予定である。

西部スラッジセンター3～5系焼却施設改築事業は札幌市環境影響評価条例（以下「市条例」という）の対象となるため、環境影響評価を行う必要があり、令和7年度に市条例第8条に基づき環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を公表した。

本業務は、方法書に基づいて、現地調査及び資料調査を実施し、市条例第17条に基づき現況調査結果を環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）としてとりまとめるとともに、準備書作成に係る関係機関との協議、必要な書類の作成等を行うものである。また、住民説明会の対応、環境影響評価審議会の対応等に関する支援業務を行うものとする。

第 2 章 業務の内容

2-1 対象事業の概要

(1) 事業者の名称

札幌市（担当：下水道河川局事業推進部下水道計画課）

(2) 代表者の氏名

公共下水道管理者 札幌市長 秋元克広

(3) 主たる事務所の所在地

札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1

(4) 事業の名称

札幌市西部スラッジセンター3～5系焼却施設改築事業

(5) 事業の種類

札幌市環境影響評価条例第2条第2項第7号に掲げる

第一種事業『下水道法第2条第6号に規定する終末処理場』の改築

(6) 対象事業の位置・規模

位置：札幌市手稲区手稲山口322番地

規模：330t/日（予定）（2系列以上）

2-2 業務打合せ

業務の着手後速やかに第1回打合せを行い、業務実施計画書を提出し、本市業務担当職員の承諾を得ること。業務実施計画書の詳細については、一般仕様書による。

また、受託期間中の打合せは「2-3 業務概要」のとおりとする。

業務の実施にあたり、業務遂行上疑義が生じた場合は、担当職員と密接に連絡を取り合い、業務を遂行すること。なお、協議・打合せ事項等は、議事録を作成し、提出すること。

2－3 業務概要

以下の（1）～（3）を実施すること。

業務の実施にあたっては、市条例、同条例施行規則及び市条例に基づく技術指針並びに方法書に基づくものとし、方法書に係る札幌市環境影響評価審議会の審議内容及び市長の意見を踏まえるものとする。

なお、必要に応じて、関係する地方公共団体、専門家等から知見を収集すること。

また、積雪寒冷地であることを踏まえて実施すること。

（1）準備

ア 方法書の内容把握

業務に先立ち、令和7年度に事業者が作成した方法書及び市条例第14条第1項の市長の意見「西部スラッジセンター3～5系焼却施設改築事業環境影響評価方法書に係る意見について」（以下「市長意見」という。）の内容を把握する。

イ 情報収集・整理

類似する事業の準備書に関する国内先行事例の収集・整理を行い、当該業務の検討方針の基礎資料とする。

（2）準備書の作成

（1）の内容を踏まえ、札幌市環境影響評価技術指針等を参考に以下の「ア」～「エ」を実施する。

なお、対象事業は同一敷地内での建て替えであることを考慮すること。

ア 現地調査・資料調査・予測及び評価

- a. 方法書及び市長意見の内容を踏まえるものとする。
- b. 現地調査に係る除雪費等は受託者が負担すること。
- c. 調査において、用地の確保は受託者が行う。ただし、市有地等の場合は委託者が協力する。
- d. 関係機関等との調整及び調査に必要な申請等は受託者が行う。
- e. 調査業務に起因して発生した事故及び損害については、受託者が責任を負うこと。
- f. 現時点では施設の煙突高さを3案検討中であり、煙突高さに影響を受ける環境影響評価項目は、それぞれの案について予測・評価を行う。
- g. 改築後の西部スラッジセンター新3～5系焼却施設の試運転時においては、現在の1～5系焼却施設と同時に稼働する可能性があるため、新焼却施設単独または複合影響の予測・評価を行う。
- h. 別紙「調査項目一覧」のとおり調査・予測等を行うこと。
- i. 方法書の公開ホームページは以下のとおりである。

<https://www.city.sapporo.jp/gesui/kankyoekiyo/houhoukyo.html>

イ 現地調査・資料調査結果とりまとめ資料の作成

アの現地調査・資料調査が完了した時点で、結果をとりまとめて提出する。なお、準備書における現況調査データとなることから、構成に留意し、図表を用いて適切にとりまとめを行うものとする。

ウ 準備書(本書及び要約書)の作成

事業計画の内容、現地調査・資料調査、予測及び評価等の内容をとりまとめ、準備書の本書及び要約書を作成する。図書の作成に当たっては、図表等を適切に用いること。また、方法書で使用されている文言、表現等について、統一して使用すること。

(ア) 事業の目的及び内容

事業の目的、事業実施区域の位置、規模、内容を整理する。方法書の内容を踏襲するが、準備書段階として記載が必要な内容について、追加・修正を行う。

(イ) 地域の概況

対象事業実施区域及びその周囲の自然的・社会的状況を踏まえ、関係地域の概況及びその設定の根拠を整理する。方法書の内容を踏襲するが、準備書段階として記載が必要な内容及び更新が必要な項目について、追加・修正を行う。

(ウ) 方法書への意見に対する事業者の見解の作成

市長意見に対する事業者の見解を作成する。

(エ) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

方法書に対する意見を踏まえ、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定する。

(オ) 調査の結果の概要並びに予測及び評価

現地調査・資料調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめる。

(カ) 環境の保全のための措置

各環境影響評価項目の予測及び評価の結果を踏まえ、事業に係る環境影響を回避又は低減するための環境保全措置を検討する。

(キ) 環境影響の総合的な評価

項目ごとの調査、予測及び評価結果の一覧表を作成するなどの整理を行い、事業の実施に係る総合的な評価を行う。

(ク) 事後調査の計画

事後調査の必要性を検討し、事後調査を実施する項目、手法、対象とする地域及び期間等について計画する。

(ケ) 準備書の本書及び要約書の製本 各5部

エ 打ち合わせ

(ア) 現地調査

現地調査開始時、中間時3回、調査終了時、計5回の打ち合わせを行う。

(イ) 準備書作成

準備書作成開始時、中間時3回、準備書作成後、計5回の打ち合わせを行う。

(3) 公表支援等業務

準備書について、住民説明会支援、環境影響評価審議会対応及び見解書作成等の業務を行うものとする。

ア 準備書手続きに係る資料の作成

令和9年度に予定している、公告縦覧、住民説明会、環境影響評価審議会において使用する、以下の資料を作成する。なお、公表することを前提とし、できるだけ分かりやすい表現にするよう努めること。

(ア) 準備書及び準備書に係る要約書の公表用の媒体データ(PDF)

(イ) 準備書に関する説明資料

①住民説明会周知用チラシ（パワーポイント、A4版3ページ程度）

②住民説明会用（パワーポイント、スライド40ページ程度）

③環境影響評価審議会用（パワーポイント、スライド40ページ程度）

イ 準備書手続き対応

(ア) 住民説明会対応

住民説明会における質疑応答集の作成を行う。また、説明及び質疑応答の支援、議事録の作成及び意見の取りまとめ等を行う。（説明会1回程度）

(イ) 事業者見解書の作成

市条例第21条で規定される、準備書についての「環境の保全の見地からの意見」を記載した意見書が提出された場合は、意見書に対する事業者の見解書を作成する。

(ウ) 環境影響評価審議会対応

環境影響評価審議会における質疑応答集の作成を行う。また、説明及び質疑応答の支援や、議事概要、質問・意見に対する回答、補足説明資料の作成を行う。（審議会2回程度）

(キ) 市長意見に対する見解の作成

市条例第24条に規定する準備書についての市長の意見に対して、事業者見解を作成する。

ウ 打ち合わせ

(ア) 説明会・審議会対応

住民説明会、環境影響評価審議会等への対応について、計4回程度打ち合わせを行う。

第 3 章 成果品

成果品として、一般仕様書に示すものを作成、提出すること。成果品のうち、報告書に記載する内容については、「第4章 報告書」を参照すること。

第 4 章 報告書

受託者は、本業務に関わる調査収集資料及び解析検討結果等を、図面等を用いて、具体的かつ明瞭に整理し、これらをすべて報告書として提出しなければならない。なお、報告書の様式、内容については、適宜、本市業務担当職員と打合せを行い、承諾を得ること。また、報告書の提出にあたっては、主任技術者が立ち会うこと。

第 5 章 参考図書等

業務は、以下に示す図書の他、関連する図書、必要に応じて論文等も参考にして行うものとする。また、参考とした図書等は打合せ資料や報告書に明記すること。

○ 札幌市より貸与する図書等

- ・西部スラッジセンター再構築基本検討業務 報告書
- ・令和2年度 西部スラッジセンター再構築基本検討業務 報告書
- ・令和3年度 西部スラッジセンター再構築手法に係る検討業務 報告書
- ・令和4年度 西部スラッジセンター3～5系焼却施設改築に関する環境影響評価
(計画段階環境配慮書) 作成業務 報告書
- ・令和5年度 西部スラッジセンター3～5系焼却施設改築に関する環境影響評価
配慮書等公表支援業務 報告書
- ・令和6年度 西部スラッジセンター3～5系焼却施設改築に関する環境影響評価
方法書作成業務 報告書

○ 札幌市の条例等

- ・札幌市環境影響評価条例
- ・札幌市環境影響評価条例施行規則
- ・札幌市環境影響評価技術指針
- ・環境配慮指針（札幌市）

○ ガイドライン等

- ・下水汚泥エネルギー化技術ガイドライン－平成29年度版－（国土交通省水管理・
国土保全局下水道部）
- ・火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン（環
境省）

第 6 章 本業務積算時に使用する書籍等

- ・設計業務等積算基準 令和7年4月（2025年） 札幌市
- ・設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書（参考資料） 令和7度版 国土交通省（以下、「青本」という。）

第 7 章 履行期間

契約締結日から令和10年（2028年）3月15日（水）までとする。

なお、スケジュールは以下の通り想定している。

月	R 7 年度			R 8 年度												R 9 年度													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
準備			■																										
調査・予測・評価				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■														
準備書の作成																	■	■	■	■	■	■	■						
準備書手続きに係る資料作成																	■	■	■	■	■	■	■						
公告・縦覧																			■	■	■	■	■	■					
住民説明会対応																			■	■	■	■	■	■	■	★	■		
見解書の作成																				■	■	■	■	■	■	■	■	■	
環境影響評価審議会対応																	■	■	■	■	■	■	■	■	■	★	■	■	
市長意見に対する見解の作成																									■	■	■	■	

第 8 章 契約金の支払い

総価契約の一括払いとし、令和7年度、8年度の支払いは行わず、令和9年度の業務完了検査の合格後に全額請求することができる。

別紙 調査項目一覧

表1 環境影響の総合的な評価（大気質【工事の実施】）

環境要素	影響要因	調査項目	調査期間	調査方法	調査地域	予測・評価項目	予測方法	予測地域	予測地点	予測時期	評価方法
大気質	工事実施機械の稼働	【大気質の状況】粉じん（降下ばいじん）	【大気質の状況】春季、夏季、秋季の積雪期を除く30日間	【大気質の状況】ダストジャーによる捕集法	【大気質の状況】事業実施区域 調査地点 事業実施区域	建設機械の稼働に伴う大気質 (粉じん〔降下ばいじん〕の影響の程度)	事例の引用または解析による手法	影響範囲内において住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域	敷地境界地点	工事の実施による影響が最大になる時期	①環境影響の回避、低減に係る評価 事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する方法 ②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 スパイクタイヤ粉じんの指標を参考にした値との整合について評価する方法 項目 評価指標 降下ばいじん 10t/km ² /月以下
		【地上気象】風向、風速	【地上気象】1年間	【地上気象】既存資料調査	【地上気象】事業実施区域及びその周辺で、気象条件が類似する地域 調査地点 山口気象観測所 ※事業実施区域から約950m						
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	【大気質の状況】建設機械の稼働と同じ	【大気質の状況】建設機械の稼働と同じ	【大気質の状況】建設機械の稼働と同じ	【大気質の状況】建設機械の稼働と同じ	工事車両の走行に伴う大気質 (粉じん〔降下ばいじん〕の影響の程度)	事例の引用または解析による手法	影響範囲内において住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域	敷地境界地点	工事の実施による影響が最大になる時期	①環境影響の回避、低減に係る評価 事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われるかどうかを評価する方法 ②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 スパイクタイヤ粉じんの指標を参考にした値との整合について評価する方法 項目 評価指標 降下ばいじん 10t km ² /月以下	
	【地上気象】建設機械の稼働と同じ	【地上気象】建設機械の稼働と同じ	【地上気象】建設機械の稼働と同じ	【地上気象】建設機械の稼働と同じ							

表2 環境影響の総合的な評価（大気質【施設の稼働】）

環境要素	影響要因	調査項目	調査期間	調査方法	調査地域	予測・評価項目	予測方法	予測地域	予測地点	予測時期	評価方法																							
大気質	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働(排出ガス)	【大気質の状況】二酸化硫黄、窒素酸化物（二酸化窒素）、浮遊粒子状物質、有害物質（ダイオキシン類、塩化水素、水銀）	【大気質の状況】四季各1週間	【大気質の状況】「大気の汚染に係る環境基準について」（S48、環告第25号）、「二酸化窒素に係る環境基準について」（S53、環告第38号）、「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（H20/3、環境省）、「大気污染防治法施行規則」（S46、厚生省・通産省第1号）第5条に基づく別表第3 備考1、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（令和5年、環境省）に規定する方法	【大気質の状況】事業実施区域から約4kmの範囲 調査地点 山口団地・山口公園	【長期濃度】施設供用における煙突の排出ガスに伴う大気質濃度・窒素酸化物【二酸化窒素】・二酸化硫黄・浮遊粒子状物質・有害物質【ダイオキシン類及び水銀】の影響の程度 【短期濃度】施設供用における煙突排出ガスに伴う大気質濃度・窒素酸化物【二酸化窒素】・二酸化硫黄・浮遊粒子状物質・有害物質【塩化水素】の影響の程度	【長期濃度】「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（H18/9、環境省）に基づく大気拡散式（ブルーム式及びパフ式） 【短期濃度】「大気拡散式（ブルーム式パフ式）」を用いた定量的な方法 気象条件は以下のとおり ・大気安定度不安定時の最大濃度 ・ダウンウォッシュ・ダウンラフト時の最大濃度	調査地域と同じ地域	半径4km程度の平面的な予測を実施し、煙突排出ガスの拡散による影響が把握できる地点（最大着地濃度地点及び保全対象地点）	供用開始後事業活動が定常状態に達した時期 なお、必要に応じて、新焼却炉試運転期間中の現焼却炉稼働による累積的影響についても考慮	①環境影響の回避、低減に係る評価 現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で回避又は低減され、必要に応じその他の環境の保全についての配慮が適正に行われるかどうかを評価する方法 ②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 【長期濃度】 <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>評価指標</th></tr></thead><tbody><tr><td>二酸化硫黄</td><td>1日平均値の0.04ppm以下</td></tr><tr><td>二酸化窒素</td><td>1日平均値の0.06ppm以下</td></tr><tr><td>浮遊粒子状物質</td><td>1日平均値の0.10mg/m³以下</td></tr><tr><td>ダイオキシン類</td><td>1年平均値の0.6pg-TEQ/m³以下</td></tr><tr><td>水銀</td><td>年平均値40ngHg/m³以下</td></tr></tbody></table> 【短期濃度】 <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>評価指標</th></tr></thead><tbody><tr><td>二酸化硫黄</td><td>1時間値の0.1ppm以下</td></tr><tr><td>二酸化窒素</td><td>1時間値の0.1ppm以下</td></tr><tr><td>浮遊粒子状物質</td><td>1時間値の0.20mg/m³以下</td></tr><tr><td>塩化水素</td><td>1時間値の0.02ppm以下</td></tr></tbody></table>	項目	評価指標	二酸化硫黄	1日平均値の0.04ppm以下	二酸化窒素	1日平均値の0.06ppm以下	浮遊粒子状物質	1日平均値の0.10mg/m ³ 以下	ダイオキシン類	1年平均値の0.6pg-TEQ/m ³ 以下	水銀	年平均値40ngHg/m ³ 以下	項目	評価指標	二酸化硫黄	1時間値の0.1ppm以下	二酸化窒素	1時間値の0.1ppm以下	浮遊粒子状物質	1時間値の0.20mg/m ³ 以下	塩化水素	1時間値の0.02ppm以下
項目	評価指標																																	
二酸化硫黄	1日平均値の0.04ppm以下																																	
二酸化窒素	1日平均値の0.06ppm以下																																	
浮遊粒子状物質	1日平均値の0.10mg/m ³ 以下																																	
ダイオキシン類	1年平均値の0.6pg-TEQ/m ³ 以下																																	
水銀	年平均値40ngHg/m ³ 以下																																	
項目	評価指標																																	
二酸化硫黄	1時間値の0.1ppm以下																																	
二酸化窒素	1時間値の0.1ppm以下																																	
浮遊粒子状物質	1時間値の0.20mg/m ³ 以下																																	
塩化水素	1時間値の0.02ppm以下																																	

表3 環境影響の総合的な評価（騒音）

環境要素	影響要因	調査項目	調査期間	調査方法	調査地域	予測・評価項目	予測方法	予測地域	予測地点	予測時期	評価方法
騒音	工事の実施 建設機械の稼働	【騒音の状況】時間率騒音レベル(Lx) 【騒音の状況】年1回(24時間)	【騒音の状況】騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に記載の方法に準拠	【騒音の状況】敷地境界から200mの範囲 調査地点 事業実施区域敷地境界（南東側） 事業実施区域敷地境界（南西側）	建設機械の稼働に伴う騒音(騒音レベル)の影響の程度	工事区域内に配置する建設機械(又はユニット)の騒音パワーレベルとともに騒音の距離減衰式により騒音レベルを予測する定量的な方法	調査地域と同じ	事業実施区域敷地境界における騒音影響が最大となる地点	工事の実施による影響が最大になる時期	①環境影響の回避、低減に係る評価 現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で回避又は低減され、必要に応じその他の環境の保全についての配慮が適正に行われるかどうかを評価する方法 ②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 項目 評価指標 時間率騒音レベル 85dB以下(Lx)	
	資材及び機械の運搬による車両の運行	【騒音の状況】等価騒音レベル(L _{Aeq}) 【沿道の状況】(1) 交通量 方向別、時間別及び車種別(大型車、小型車の2車種分類) 交通量 (2) 走行速度 車両速度 (3) 道路構造等 道路の断面構造、車線数、幅員及び沿道の状況 (4) 地表面の種類	【騒音の状況、沿道の状況】測定方法は、「騒音に係る環境基準について」(H10、環告)に記載の方法に準拠 【沿道の状況】(道 路構造等、地表面の種類)】騒音の状況、沿道の状況(交通量、走行速度)の測定時	【騒音の状況】対象道路の道路端から200mの範囲 調査地点 一般国道337号 (西行き・曙12条) 一般国道337号 (東行き・札幌あすかぜ高校) 前田新川線 (北行き・手稲高校)	工事車両の走行に伴う騒音(騒音レベル)の影響の程度 【沿道の状況】目視による測定速度はスピードガンまたは距離と走行時間から算出 道路構造等、地表面の種類は現地で測定及び確認	自動車騒音に係る予測モデル(ASJ-RTN-Model 2023)により騒音レベルを予測する定量的な方法	調査地域と同じ	工事車両の主要走行経路となる既存道路の代表的な断面における敷地の境界線上(3地点)	工事の実施による影響が最大になる時期	①環境影響の回避、低減に係る評価 建設機械の稼働に同じ ②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 項目 評価指標 等価騒音レベル(L _{Aeq}) 【近接空間】 昼間70dB以下 夜間65dB以下 【非近接空間】 A区域 昼間60dB以下 夜間55dB以下 B・C区域等 昼間65dB以下 夜間60dB以下	
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働(機械等の稼働)	【騒音の状況】等価騒音レベル(L _{Aeq}) 時間率騒音レベル(Lx)	【騒音の状況】年1回 なお、現焼却炉との累積的影響を把握するため、施設停止時の測定が可能な場合は追加	【騒音の状況】「騒音に係る環境基準について」(H10、環告)に記載の方法に準拠 調査地点 事業実施区域敷地境界（南東側） 事業実施区域敷地境界（南西側）	施設稼働に伴う騒音(騒音レベル)の影響の程度	騒音の距離減衰式により騒音レベルを予測する定量的な方法	調査地域と同じ	事業実施区域敷地境界における騒音影響が最大となる地点及び調査地域全体に対し平面的に予測	供用開始後事業活動が定常状態に達した時期 なお、必要に応じて、新焼却炉試運転期間中の現焼却炉稼働による累積的影響についても考慮	①環境影響の回避、低減に係る評価 工事の実施に同じ ②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 項目 評価地点 評価指標 時間率騒音レベル(Lx) 事業実施区域敷地境界 昼間65dB以下 朝・夕55dB以下 夜間50dB以下	

表4 環境影響の総合的な評価（振動、悪臭）

環境要素	影響要因	調査項目	調査期間	調査方法	調査地域	予測・評価項目	予測方法	予測地域	予測地点	予測時期	評価方法	
振動	工事の実施 建設機械の稼働	【地盤の状況】 地盤種別	【地盤の状況】 地盤の状況を適切に把握できる時期	【地盤の状況】 既存資料調査及び現地調査	【地盤の状況】 敷地境界から200mの範囲	建設機械の稼働に伴う振動(振動レベル)の影響の程度	振動の距離減衰式により振動レベルを予測する定量的な方法	調査地域と同じ	事業実施区域敷地境界における振動が最大となる地点	工事の実施による影響が最大になる時期	①環境影響の回避、低減に係る評価 現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で回避又は低減され、必要に応じその他の環境の保全についての配慮が適正に行われるかどうかを評価する方法 ②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価	
					調査地点 事業実施区域敷地境界（南東側） 事業実施区域敷地境界（南西側）					項目 時間率振動レベル(Lx)	評価指標 75dB以下	
	資材及び機械の運搬 に用いる車両の運行	【振動の状況】 時間率振動レベル(Lx) 交通量	【振動の状況】 年1回(24時間)	【振動の状況】 時間率振動レベル(Lx)： 「振動規制法施行規則」(S51 総理府令)に記載の方 法 交通量：目視による測定	【振動の状況、地盤の状況】 対象道路の道路端から200mの範囲	工事車両の走行に伴う振動レベルの影響の程度	振動に係る予測モデル(旧建設省土木研究所提案式)により振動レベルを予測する定量的な方法	調査地域と同じ	工事車両の主要走行経路となる既存道路の代表的な断面における敷地の境界線上(3地点)	工事の実施による影響が最大になる時期	①環境影響の回避、低減に係る評価 工事の実施に同じ ②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価	
					調査地点 一般国道337号 (西行き・曙12条) 一般国道337号 (東行き・札幌あすかぜ高校) 前田新川線 (北行き・手稻高校)					項目 時間率振動レベル(Lx)	評価指標 昼間65dB以下 夜間60dB以下	
	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	【振動の状況】 時間率振動レベル(Lx)	【振動の状況】 年1回 なお、現施設との累積的影響を把握するため、施設停止時の測定が可能な場合は追加	【振動の状況】 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(H27、環告)に記載の方法	【振動の状況】 敷地境界から200mの範囲	施設稼働に伴う振動(振動レベル)の影響の程度	振動の距離減衰式により振動レベルを予測する定量的な方法	調査地域と同じ	事業実施区域敷地境界における振動が最大となる地点	供用開始後事業活動が定常状態に達した時期 なお、必要に応じて、新焼却炉試運転期間中の現焼却炉稼働による累積的影響についても考慮	①環境影響の回避、低減に係る評価 工事の実施に同じ ②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価
					調査地点 事業実施区域敷地境界（南東側） 事業実施区域敷地境界（南西側）					項目 時間率振動レベル(Lx)	評価地点 事業実施区域敷地境界 評価指標 昼間60dB以下 夜間55dB以下	
悪臭	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働 (排出ガス)	【悪臭の状況】 (煙突等の気体排出口) ガス温度・流量 臭気指数 (周辺地域) 臭気指数	【悪臭の状況】 年1回(夏季)	既存資料調査	【悪臭の状況】 事業実施区域から約4kmの範囲	煙突排ガスの排出に伴う悪臭濃度(臭気指数)	ブルーム式、ハーフ式を用いた定量的な方法	調査地域と同じ	最大着地濃度地点(風向については考慮せず、大気安定度、風速の条件をもとに最大着地濃度地点までの到達距離を求め、予測地点とする。)	供用開始後事業活動が定常状態に達した時期 なお、必要に応じて、新焼却炉試運転期間中の現焼却炉稼働による累積的影響についても考慮	①環境影響の回避、低減に係る評価 現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で回避又は低減され、必要に応じその他の環境の保全についての配慮が適正に行われるかどうかを評価する方法 ②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価
					調査地点 現施設 事業実施区域敷地境界 (風上・風下)					項目 臭気指数	評価指標 10以下	

表5 環境影響の総合的な評価（景観）

環境要素	影響要因	調査項目	調査期間	調査方法	調査地域	予測・評価項目	予測方法	予測地域	予測地点	予測時期	評価方法
景観	土地又は工作物の存 在及び供用	地形 ・主要な視点場の状況 ・主要な自然景観及び都市景観資源の状況 ・主要な景観の状況	【景観の状況】 ・主要な視点場の状況 ・主要な自然景観及び都市景観資源の状況 ・主要な景観の状況	【景観の状況】 ・晴天日2回 (夏季及び冬季) 【景観の状況】 ・資料調査及び現地踏査 (目視確認及び写真撮影)	【景観の状況】 ・事業実施区域から最大6kmの範囲 調査地点 近景域 山口緑地・山口緑地パークゴルフ場 中景域 札幌あすかぜ高等学校 新川緑地(第一新川橋)	供用時の施設の存在に伴う主要な景観の改変及び圧迫感の程度	事業計画をもとに、視点場からの景観のフォトモンタージュを作成し、景観の変化を視覚的に予測	調査地域と同じ地域	現地調査と同じ3地点	施設が完成した時期	①環境影響の回避、低減に係る評価 現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で回避又は低減され、必要に応じその他の環境の保全についての配慮が適正に行われるかどうかを評価する方法 ②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価

表6 環境影響の総合的な評価（廃棄物等、温室効果ガス）

環境要素	影響要因		調査項目	調査期間	調査方法	調査地域	予測・評価項目	予測方法	予測地域	予測地点	予測時期	評価方法
廃棄物等	工事の実施	切土工等及び施設の設置	【廃棄物等の状況】 ・撤去建造物の状況 ・建設発生土の状況 ・特別管理廃棄物の状況	【廃棄物等の状況】 —（最新の情報）	既存資料調査	【廃棄物等の状況】 事業実施区域及び市内類似施設	建設工事に伴う副産物の種類、発生量等	工事計画を基に建設副産物の種類ごとの発生量を把握し、処理・処分方法等について整理する方法	事業実施区域	事業実施区域	工事中の全期間	①環境影響の回避、低減に係る評価 廃棄物等の処理・処分方法を示し、事業者として実行可能な範囲内で回避又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われるかどうかを評価する方法 ②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価
	土地又は工作物の存在及び供用	廃棄物	【廃棄物等の状況】 現施設から発生する廃棄物の種類、数量、処理・処分の状況	【廃棄物等の状況】 —（最新の情報）	既存資料調査	【廃棄物等の状況】 事業実施区域及び市内類似施設	施設の供用に伴い発生する廃棄物の種類、発生量等	事業計画を基に廃棄物の種類ごとの発生量を把握し、処理・処分方法等について整理する方法	事業実施区域	事業実施区域	供用開始後事業活動が定常状態に達した時期	①環境影響の回避、低減に係る評価 発生する廃棄物等の処理・処分方法を示し、事業者として実行可能な範囲内で回避又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われるかどうかを評価する方法
温室効果ガス	工事の実施	建設機械の稼働	【温室効果ガスの状況】 温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量に係る原単位の把握、温室効果ガスの排出を回避・低減するための対策又はエネルギーの使用量を低減するための対策の実施状況	【温室効果ガスの状況】 —（最新の情報）	既存資料調査	【温室効果ガスの状況】 事業実施区域	建設機械の稼働に伴い排出される温室効果ガス（二酸化炭素等）の量	「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver6.0」（令和7年3月）を参考に、事業計画を基にした活動量と温室効果ガスの排出量又はエネルギー使用量の原単位と温暖化係数により排出量又は使用量を予測する方法	事業実施区域	事業実施区域	工事中の全期間	①環境影響の回避、低減に係る評価 現況と予測結果の対比を行い、事業者として実行可能な範囲内で回避又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われるかどうかを評価する方法
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行				【温室効果ガスの状況】 事業実施区域周辺			事業実施区域周辺	事業実施区域		
	施設の稼働	土地又は工作物の存在及び供用			【温室効果ガスの状況】 既存資料調査	【温室効果ガスの状況】 事業実施区域	施設の供用に伴い排出される温室効果ガス（二酸化炭素等）の量		事業実施区域周辺	事業実施区域	供用開始後事業活動が定常状態に達した時期	

表 7 予測数量一覧

環境影響評価項目	予測対象	予測項目	予測範囲又は地点	予測時期	煙突高さの3案ごとの予測の要・不要	新焼却施設と現焼却施設の同時稼働の検討の要・不要	予測ケース数
大気質	・建設機械稼働	降下ばいじん	事業実施区域敷地境界地点	工事影響最大時期	不要	不要	3ケース (春、夏、秋)
	・資材機械運搬	降下ばいじん	事業実施区域敷地境界地点	工事影響最大時期	不要	不要	3ケース (春、夏、秋)
	・施設稼働	S02、N02、SPM、DXN類、水銀	事業実施区域から約4km内の最大着地濃度地点及び保全対象地点	施設稼働後定常状態	要(拡散の仕方が変わるため)	不要	3ケース (3案)
騒音	・建設機械稼働	時間率騒音レベル	事業実施区域敷地境界における騒音が最大となる地点	工事影響最大時期	不要	不要	1ケース
	・資材機械運搬	等価騒音レベル	工事車両の主要走行経路となる既存道路の代表的な断面における敷地の境界線上(3地点)	工事影響最大時期	不要	不要	1ケース
	・施設稼働	時間率騒音レベル	事業実施区域敷地境界における騒音が最大となる地点	施設稼働後定常状態	不要	要	2ケース (同時稼働検討)
振動	・建設機械稼働	時間率振動レベル	事業実施区域敷地境界における振動が最大となる地点	工事影響最大時期	不要	不要	1ケース
	・資材機械運搬	時間率振動レベル	工事車両の主要走行経路となる既存道路の代表的な断面における敷地の境界線上(3地点)	工事影響最大時期	不要	不要	1ケース
	・施設稼働	時間率振動レベル	事業実施区域敷地境界における振動が最大となる地点	施設稼働後定常状態	不要	要	2ケース (同時稼働検討)
悪臭	・施設稼働	臭気指数	最大着地濃度地点	施設稼働後定常状態	要(拡散の仕方が変わるため)	要	6ケース (3案) × (同時稼働検討)
景観	・工作物存在	フォトモンタージュ	3地点(公園、高等学校等)	施設存在後	要(景観が変わるため)	不要	6ケース (夏、冬) × (3案)
廃棄物等	・切土及び施設設置	建設副産物の種類、発生量	事業実施区域	工事実施時	不要	不要	1ケース
	・廃棄物発生	廃棄物の種類、発生量	事業実施区域	施設稼働後定常状態	不要	不要	1ケース
温室効果ガス	・建設機械稼働	CO2排出量	事業実施区域	工事実施時	不要	不要	1ケース
	・資材機械運搬	CO2排出量	事業実施区域	工事実施時	不要	不要	1ケース
	・施設稼働	CO2排出量	事業実施区域	施設稼働後定常状態	不要	不要	1ケース